

○臨床検査技師等に関する法律施行令

(昭和三十三年七月二十一日)

(政令第二百二十六号)

改正 昭和三十六年一二月二八日政令第四三〇号
 同 四五年一〇月一四日同 第三〇五号
 同 五六年 三月 三日同 第 二二号
 平成 五年 四月二八日同 第一五九号
 同 五年 九月二九日同 第三一八号
 同 一一年 二月一五日同 第 二〇号
 同 一一年一二月 八日同 第三九三号
 同 一二年 六月 七日同 第三〇九号
 同 一八年 三月二七日同 第 七〇号
 同 二七年 二月一二日同 第 四六号
 同 二七年 三月三一日同 第一二八号
 同 三〇年 七月二七日同 第二三〇号

衛生検査技師法施行令をここに公布する。

臨床検査技師等に関する法律施行令

(昭四五政三〇五・平一八政七〇・改称)

内閣は、衛生検査技師法(昭和三十三年法律第七十六号)第二条、第三条、第十条及び第十三条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

(免許の申請)

第一条 臨床検査技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第三条繰上・一部改正)

(名簿の登録事項)

第二条 臨床検査技師名簿(以下「名簿」という。)には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別
- 三 臨床検査技師国家試験合格の年月

四 免許の取消又は名称の使用の停止に関する事項

五 その他厚生労働省令で定める事項

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第四条繰上・一部改正)

(名簿の訂正)

第三条 臨床検査技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第五条繰上・一部改正)

(登録の消除)

第四条 名簿の登録の消除を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 臨床検査技師が死亡し、又は失踪^{そう}の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪^{そう}の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第六条繰上・一部改正)

(免許証の書換交付)

第五条 臨床検査技師は、臨床検査技師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第七条繰上・一部改正)

(免許証の再交付)

第六条 臨床検査技師は、免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

4 免許証を破り、又は汚した臨床検査技師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

5 臨床検査技師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第八条繰上・一部改正)

(免許証の返納)

第七条 臨床検査技師は、名簿の登録の消除を申請するときは、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。第四条第二項の規定により登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 臨床検査技師は、免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第九条繰上・一部改正)

(採血)

第八条 臨床検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第十一条の採血は、^だ耳朶、指頭及び足^{しよ}趾の毛細血管並びに^{ちゆう}肘静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。

(昭四五政三〇五・全改、平一八政七〇・旧第十条繰上・一部改正、平二七政四六・一部改正)

(検体採取)

第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。

一 鼻腔^{くう}拭い液、鼻腔^{くう}吸引液、咽頭^{くう}拭い液その他これらに類するものを採取する行為

二 表皮並びに体表及び口腔^{くう}の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為を除く。)

三 皮膚並びに体表及び口腔^{くう}の粘膜の病変部位^{のう}の膿を採取する行為

四 鱗屑^{りんせつ}、痂皮^かその他の体表の付着物を採取する行為

五 綿棒を用いて^{こう}肛門から^{ふん}糞便を採取する行為

(平二七政四六・追加)

(臨床検査技師試験委員)

第九条 臨床検査技師試験委員(以下「委員」という。)は、臨床検査技師国家試験を行なう
について必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 委員の数は、三十六人以内とする。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(昭四五政三〇五・平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第十一条繰上)

(学校又は養成所の指定)

第十条 行政庁は、法第十五条第一号に規定する学校又は臨床検査技師養成所(以下「学校
養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容
その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により臨床検査技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、
当該臨床検査技師養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事
項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十二条繰上、平二七政一二八・一部
改正)

(指定の申請)

第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書
を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者で
あるときは、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地
の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において
同じ。)を経由して行わなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十三条繰上、平二七政一二八・一部
改正)

(変更の承認又は届出)

第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設
置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を
受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、そ
の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から
一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の

設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十条第一項の指定を受けた臨床検査技師養成所(以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。)の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十四条繰上・一部改正、平二七政一二八・一部改正)

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項(主務省令で定めるものを除く。)を厚生労働大臣に報告するものとする。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十五条繰上、平二七政一二八・一部改正)

(報告の徴収及び指示)

第十四条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

- 2 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十六条繰上・一部改正、平二七政一二八・一部改正)

(指定の取消し)

第十五条 行政庁は、指定学校養成所が第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、

当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十七条繰上・一部改正、平二七政一二八・一部改正)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十八条繰上、平二七政一二八・一部改正)

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該臨床検査技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十一条	設置者 申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。)を経由して行わなければならない	所管大臣 書面により、行政庁に申し出るものとする
第十二条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする

	該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	
第十二条第二項	設置者	所管大臣
	行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に通知するものとする
第十二条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十三条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に通知するものとする
第十三条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十四条第一項	設置者又は長	所管大臣
第十四条第二項	設置者又は長	所管大臣
	指示	勧告
第十五条第一項	第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認	第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認

	めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	めるとき
	申請	申出
第十五条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

(平一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第十九条繰上・一部改正、平二七政一二八・一部改正)

(受験資格)

第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師若しくは歯科医師(前号に掲げる者を除く。)又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者
- 三 次に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの
- イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- ロ 獣医師又は薬剤師(イに掲げる者を除く。)
- ハ 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。二において同じ。)において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者
- ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する

検体検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(イ及びハに掲げる者を除く。)

ホ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

(昭四五政三〇五・追加、平一一政三九三・旧第十二条繰下、平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第二十条繰上・一部改正、平二七政四六・平三〇政二三〇・一部改正)

(事務の区分)

第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一政三九三・追加、平一八政七〇・旧第二十一条繰上・一部改正、平二七政一二八・一部改正)

(省令への委任)

第二十条 この政令で定めるもののほか、申請書及び免許証の様式その他臨床検査技師の免許に関して必要な事項は厚生労働省令で、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関して必要な事項は主務省令で定める。

(昭四五政三〇五・旧第十二条繰下・一部改正、昭五六政二二・旧第十八条繰上・一部改正、平一一政三九三・旧第十三条繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第二十二条繰上・一部改正)

(行政庁等)

第二十一条 この政令における行政庁は、法第十五条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同号の規定による臨床検査技師養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・一部改正、平一八政七〇・旧第二十三条繰上、平二七政一二八・一部改正)

(権限の委任)

第二十二条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(平一二政三〇九・追加、平一八政七〇・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和三十三年七月二十二日から施行する。

附 則 (昭和三六年一二月二八日政令第四三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四五五年一〇月一四日政令第三〇五号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 この政令の施行前に衛生検査技師の免許、衛生検査技師名簿の登録及び衛生検査技師免許証に関してなされた申請その他の行為は、それぞれ、改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則 (昭五六年三月三日政令第二二号)

この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭五十六年三月六日)から施行する。

附 則 (平成五年四月二八日政令第一五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年九月二九日政令第三一八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年二月一五日政令第二〇号)

この政令は、平成十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月八日政令第三九三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則（平成一八年三月二七政令第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年四月一日）

（衛生検査技師の廃止に伴う経過措置）

第二条 平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者については、この政令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(以下「旧令」という。)第二条から第九条まで、第二十二條及び第二十四條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧令第三条、第五条第二項、第六条第一項、第七条第二項、第八条第二項及び第五項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務については、旧令第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二七年二月一二日政令第四六号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日政令第一二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされてい

いものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則（平成三〇年七月二七日政令第二三〇号）

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。